平成２１年（フ）第２７６号
新潟市東区山木戸４丁目７番27号　コーポ金井206号
債務者　長沢　健一
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７９号
新潟市東区石山３丁目10番13号、前住所新潟市東区逢谷内３丁目563番地４
債務者　垂井　智子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９３号
岐阜県土岐市泉大坪町３丁目４番地　豊アパート北３号
債務者　曽我部良人
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１１８号
岐阜県恵那市東野2478番地８
債務者　水野　裕介
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１９９号
静岡県田方郡函南町仁田687－５　コーポ85205、住民票上の住所静岡県熱海市緑ガ丘町３番11号
債務者　早川ひろ子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２５号
京都府綾部市五津合町鏡谷５番地
債務者　井関　一子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第３７号
京都府福知山市字前田1878番地の56
債務者　立藤百合江
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第２５６５号
大阪府東大阪市上小阪３丁目５番４―903号
債務者　ＭＡＥＤＡシステム企画ことビジネスサポートことあるあるトナー．ｃｏｍこと前田　浩二
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８４８号
大阪市東成区中本１丁目11番18号　ハビタスギハラ４Ａ号
債務者　川田あすか
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９３５号
大阪府豊中市名神口３丁目９番15―205号
債務者　甲斐　健一
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０９３号
大阪市淀川区加島３丁目１番34号　ライムライト402号
債務者　森岡　雄二
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１２０号
大阪市浪速区日本橋西２丁目３番13号ベラカーサァ中村502、住民票上の住所神戸市西区玉津町西河原148番地の５
債務者　山口　幸治
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１７５号
大阪市西区北堀江４丁目２番40―914号
債務者　上谷　　修
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１４４号
大阪市西淀川区佃３丁目４番19号
債務者　江口　良美（旧姓水流）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３６３号
大阪市住吉区我孫子東３丁目８番２―401号
債務者　甘崎　和代
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４４７号
大阪府八尾市恩智南町２丁目14番地の３
債務者　内野　忠之
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５２１号
大阪府豊中市曽根東町１丁目１番27号
債務者　伊郷　昌夫
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部